

【夫婦2名(うち、1名特定扶養)の給与所得者の場合】

	年収 500 万円の方	年収 1,000 万円の方
1 万円 寄附したとき	5,000 円控除 個人住民税 4,700 円 所得税 300 円	5,000 円控除 個人住民税 4,000 円 所得税 1,000 円
5 万円 寄附したとき	20,400 円控除 個人住民税 18,100 円 所得税 2,300 円	45,000 円控除 個人住民税 36,000 円 所得税 9,000 円
10 万円 寄附したとき	27,900 円控除 個人住民税 23,100 円 所得税 4,800 円	82,500 円控除 個人住民税 63,500 円 所得税 19,000 円

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう、地方公共団体に対する寄附金税制が大幅に拡充されました(左表参照)。
※寄附金控除を受けるには、所得税の確定申告の際に寄附先からもらった領収書などを添付してください。なお、会社員など所得税の確定申告を行わない方は、住民税の申告を行ってください。

寄附金控除

納税には、口座振替をご利用ください!!

所得税、消費税及び地方消費税の納税には、安全で便利な口座振替をお勧めします。

口座振替のご利用を希望される場合は、「口座振替依頼書」を、申告書の提出及び納税の期限までに税務署に提出(郵送)をお願いします。

※「口座振替依頼書」は、税務署及び金融機関にご用意してあります。また、「確定申告書の手引き」にも様式が掲載されています。なお、国税庁ホームページからもダウンロードすることができます。

所得税の振替日は、4月22日(金)

個人事業者の消費税及び地方消費税の振替日は、4月27日(水)

市では、市内各地区で下表のとおり申告相談を行います。
なお、申告に際しては、多くの方にお待ちいただくことなく申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を行ったうえで
お越しください。
また、青色申告、相談内容が複雑な方、譲渡所得がある方は、直接税務署に相談してください。

申告相談日程及び会場

■市内各地区の申告会場

日 時	場 所	対象者
2月16日(水)8時30分～19時	市役所税務課	指定日に申告できない方
2月17日(木)8時30分～17時15分	市役所税務課	指定日に申告できない方
2月18日(金)9時30分～16時	盛里地域コミュニティセンター	盛里地区にお住まいの方
2月21日(月)9時30分～16時	宝地域コミュニティセンター	金井・中津森・厚原・平栗・加畑・サントウン平栗自治会の方
2月22日(火)9時30分～16時	宝地域コミュニティセンター	下大幡・上大幡・高畑・サントウン宝自治会の方
2月23日(水)9時30分～16時	禾生地域コミュニティセンター	田野倉・大原・田野倉団地自治会の方
2月24日(木)9時30分～16時	禾生地域コミュニティセンター	四日市場・月見が丘・富士見台・井倉・九鬼団地・井倉団地・サントウン井倉自治会の方
2月25日(金)9時30分～16時	禾生地域コミュニティセンター	古川渡・小形山・川茂自治会の方
2月28日(月)9時30分～16時	東桂地域コミュニティセンター	十日市場・蒼竜峡団地・上夏狩・下夏狩自治会の方
3月1日(火)9時30分～16時	東桂地域コミュニティセンター	桂町・境自治会の方
3月2日(水)9時30分～16時	東桂地域コミュニティセンター	鹿留(宮下・沖・古渡)自治会の方
3月3日(木)8時30分～17時15分	市役所税務課	開地地区にお住まいの方、川棚・旭ヶ丘自治会の方
3月4日(金)9時30分～16時	いきいきプラザ都留	三吉地区・下谷(羽根子除く)にお住まいの方
3月7日(月)8時30分～19時	市役所税務課	田原1～4丁目・上谷にお住まいの方
3月8日(火)8時30分～19時	市役所税務課	上谷1～6丁目にお住まいの方
3月9日(水)8時30分～19時	市役所税務課	中央1～4丁目・つる1～2丁目にお住まいの方
3月10日(木)8時30分～19時	市役所税務課	つる3～5丁目にお住まいの方、羽根子自治会の方
3月11日(金)8時30分～19時	市役所税務課	指定日に申告できない方
3月14日(月)8時30分～19時	市役所税務課	指定日に申告できない方
3月15日(火)8時30分～17時15分	市役所税務課	指定日に申告できない方

※指定日時にご都合の悪い方を対象に2月16日(水)、23日(水)、3月2日(水)及び3月7日(月)～14日(月)の間(土・日曜日を除く)は19時まで市役所税務課にて相談に応じます。